

市第 78 号議案 横浜市教育文化センター条例の一部改正

1 改正の趣旨

平成 29 年 3 月に現市庁舎街区等活用事業実施方針が示され、10 月から事業者公募を開始しています。教育文化センターの解体を含めた土地の売却に伴い、公の施設として設置されている教育文化ホール及び視聴覚センターを廃止する等のため、条例の一部改正を行います。

2 教育文化センターの現状

東日本大震災の影響により、教育文化センターの建物に被害を受けたため、事務所機能を移転しホールを閉鎖しました。その後、耐震補強が困難であることが判明したため、平成 25 年 3 月に完全閉鎖しました。

教育センターについては、現在関内市庁舎周辺及び高島町駅周辺の民間ビルを代替施設として利用しています。

3 主な改正内容

(1) 教育センターの位置の追加（第 3 条）

教育センターについて、代替施設として利用している民間ビルを条例に位置付けます。

(2) 教育文化ホールの規定の削除（第 3 条、第 5 条、第 6 条～第 12 条、別表第 1）

現在利用されていない教育文化ホールの名称、許可及び使用料等の条文を削除します。

(3) 視聴覚センターの規定の削除（第 2 条、第 3 条）

視聴覚センターは、P C の普及や I T 技術の発達により 16 mm フィルムやビデオ等の視聴覚資料の貸出し需要が減っていることから教育機関としての位置付けを廃止し、条例から削除します。所蔵物は中央図書館に引き継ぎ、貸出しサービスは図書館の機能として継続します。

(4) 横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会条例の一部改正（附則）

今回の教育文化センター条例の改正にあわせて、都市整備局が所管する附属機関の設置条例において、文言の修正を行います。

4 条例施行日

教育センターの住所の追加及び教育文化ホールの廃止等は平成 30 年 1 月 25 日とします。視聴覚センターの廃止は平成 30 年 4 月 1 日とします。

旧教育文化センターに入居していた施設等の現状

○条例に規定されている教育文化センターの事業の所管課及び入居ビル

教育文化センターの事業 (条例第2条)	所管課及び入居ビル
教育に関する専門的、技術的事項の調査 研究及び相談に関すること	・ 関内駅前第一ビル 指導企画課 教育課程推進室 国際教育課
	・ 授業改善支援センター (ハマアップ) 4 方面別事務所へ分散
	・ 教科系研究室・研修室 閉鎖 —
	・ S Tビル (教育総合相談センター・一般教育相談) 人権教育・児童生徒課
	・ 山本ビル (教育総合相談センター・専門相談) 人権教育・児童生徒課
視聴覚資料の収集及び提供に関するこ と	・ VORT 横浜関内Ⅲ (視聴覚センター) 指導企画課 (情報教育担当)
教育関係職員の研修に関すること	・ 花咲ビル 教職員育成課
音楽、演劇等の発表会等の開催及び市民 の集会の場所の提供に関すること	・ ホール 閉鎖 (H24. 3) — ・ 市民ギャラリー 移転 (H26. 10) 文化観光局

○上記の事業の所管課ではないが旧教育文化センターに入居していたもの

教育文化センターの事業 (条例第2条)	所管課及び入居ビル
—	・ 関内駅前第一ビル 教職員人事課 教職員労務課 人権教育・児童生徒課
	・ 花咲ビル 東部学校教育事務所